

令和4年7月5日

最高裁判所庁舎の冷房運転の運用について

1 設定溫度等

執務室内の温度は、28度を目安とするが、部屋毎に条件（日当たり、間取り等）が異なることから、自室のファンコイルの設定を調節するなどして、室温を調節する。

なお、空調機による冷房は、中央制御により各棟各フロア毎に設定を行うのに対し、ファンコイルは、各部屋のスイッチ等により風量調節が行えるため、個別に温度調節が可能である。

ファンコイルによる調整によっても執務室内の温度が適正にならない場合は、管理課に連絡する。

2 冷房期間

7月1日（金）から9月15日（木）まで

ただし、9月15日以降も気温条件や室内温度等により、必要に応じて冷房運転を実施する（令和5年度以降は6月中旬から冷房運転を実施する。）。

3 運転時間

(1) 運転時間は次のとおりとするが、気象条件や室内温度等により、運転時間を調整するものとする。

(2) 執務室

ア 空調機

開庁日の午前8時30分から午後5時45分までの間で運転する。

イ ファンコイル

開庁日の午前 8 時から午後 6 時までの間で運転する。

ウ 運転時間の延長の手続

(ア) 公務上の必要性がある場合には、延長申請のあった執務室について、午後8時まで運転時間の延長を行うこととする。

(イ) 延長を希望する部署は、局課等ごとに当日午後4時までに、延長時間、場所を記載して、当課総括係メーリングリスト宛て([REDACTED]
[REDACTED])へ申請する。

(4) 定期開示をさして延長申請する場合は、前項の記載事項を記載して

次の期限までに上記総括係メーリングリスト宛てに申請する。ただし、まとめて申請できる期間は、次の延長申請期間欄記載のとおりとし、9月16日以降は隨時申請する。

延長申請期間	申 請 期 限
7月6日～31日	7月5日正午
8月1日～31日	7月23日
9月1日～15日	8月23日

(3) 法廷、大会議室、特別会議室、大応接室、講堂

必要な時間に応じて随时冷房運転を行うため、事前に使用場所、使用日時、目的を書面に記載して、当課総括係メーリングリスト宛て([REDACTED]
[REDACTED])に申請する。

(4) 中会議室、小会議室、ミーティング室、厚生室、公平審理室等

必要な時間に応じてファンコイルを稼働できるようにするため、事前に使用場所、使用日時、目的を書面に記載して、当課総括係メーリングリスト宛て([REDACTED])に申請する。

4 冷房に関する節電の取組

- (1) ファンコイルの設定をこまめに調整し、過度な冷房を行わないようとする。
- (2) 部屋の使用終了時及び長時間空室にする時は、ファンコイルの電源を切るようとする。
- (3) ファンコイルの吹き出し口付近を整理整頓し、冷房効率を高める
- (4) 扇風機が整備されている場合は、それをサーチュレーターとして有効に活用し、部屋全体が均一な温度になるようとする。
- (5) コロナ対策の換気は、窓及び扉を常時開放するのではなく、一定時間毎に窓及び扉を開閉して行い、無駄な室温上昇を抑える。
- (6) ブラインドを適切に調整し、直射日光を遮断する。
- (7) 個別空調機器が整備されている部屋（第三会議室、旧サーバ室等）の使用については、適切な温度設定を行い、過度な冷房を行わない。

以上